

那覇市有料老人ホーム立入検査実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第13項及び那覇市有料老人ホーム設置運営指導要綱（平成25年4月1日施行）第13条の規定に基づき実施する有料老人ホームに対する立入検査に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 立入検査は、老人福祉法（以下「法」という。）及び那覇市有料老人ホーム設置運営指導指針（平成25年4月1日施行）等の規定に照らし、是正又は改善を要すると認められる事項について、必要な助言、指導、命令を行うことにより有料老人ホームの適正な運営及び入居者の保護を図ることを目的とする。

(検査事項)

第3条 立入検査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 基本的事項に関する事項
- (2) 設置主体に関する事項
- (3) 立地条件に関する事項
- (4) 規模及び構造設備に関する事項
- (5) 既存建築物等の活用の場合等の特例に関する事項
- (6) 職員の配置、研修及び衛生管理に関する事項
- (7) 有料老人ホーム事業の運営に関する事項
- (8) サービスに関する事項
- (9) 事業収支計画に関する事項
- (10) 利用料等に関する事項
- (11) 契約内容等に関する事項
- (12) 情報開示に関する事項
- (13) 電磁的記録等に関する事項
- (14) 届け出に関する事項
- (15) 前回の立入検査に基づく是正・改善状況
- (16) その他必要と認められる事項

(立入検査の形態)

第4条 立入検査の形態は、以下のとおりとする。

1 一般検査

一般検査は実施計画により行うものとし、原則として検査対象となる事業者の事業所等における実地検査とする。

2 随時検査

随時検査は、次のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 有料老人ホームの運営及びサービス等が著しく適正を欠くために、当該施設の入居者の利益に重大な支障を及ぼしている恐れがあると疑うに足りる理由があるとき。
- (2) 入居者処遇に関する通報、苦情等又は定期報告書類の確認結果等で、入居者の保護のため必要があると認められるとき。
- (3) その他、市長が必要と認めるとき。

(立入検査体制)

第5条 検査は、福祉部ちやーがんじゅう課員2名以上の体制で実施するものとし、必要に応じ関係行政職員等による検査班を編制し、実施することができるものとする。

(立入検査の実施方法)

第6条 検査の実施方法は、以下のとおりとする。

1 一般検査

(1) 検査通知

実施計画に基づき、検査対象となる有料老人ホームの設置者若しくは管理者（以下「設置者等」という。）に対して、検査の根拠規定、実施日時、場所、検査対象者、準備すべき書類等を有料老人ホーム検査実施通知書（様式第1号）により、立入検査当日の10日前までに通知する。

(2) 検査実施方法

検査は、有料老人ホーム自主点検調書及び検査調書（別添様式）に基づき、実地により施設・設備の状況及び関係書類等を確認し、関係者に面談する方式で行う。

なお、検査は、入居者のサービス水準の確保等のために必要と認められる範囲内で、第3条の検査事項を絞る等、より効率的、効果的に行うことができるものとする。

2 随時検査

(1) 検査通知

検査通知は、一般検査に準じて、あらかじめ有料老人ホーム等検査実施通知書（様式第2号、以下「検査実施通知書」という。）により行う。ただし、緊急を要する場合には、検査の目的と効果を勘案し、事前に通知することなく検査の開始時に現場において、検査実施通知書を交付す

るなどの方法により行うことができる。

(2) 検査実施方法

検査は、問題の重要性や緊急性等の状況に応じ、重点項目を定めて実施する。

- 3 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年4月6日法律第26号）第5条で規定するサービス付き高齢者向け住宅（有料老人ホームに該当するにもかかわらず、その設置の届出をしないで高齢者を住まわせている場合も含む）であっても、入居者の利益に重大な影響を及ぼし、又は入居者の保護のために必要と認められるときは、随時検査の対象とする。

(検査の留意点)

- 第7条 検査は、公平普遍かつ懇切丁寧を旨とし、指導助言的態度で実施し、努めて関係者の理解と自発的協力が得られるよう配慮するものとする。
- 2 検査の過程においては、直接の担当者からの事情聴取のみに終始することなく、責任者を中心に進めるよう配慮し、相互信頼を基礎として十分意見交換を行い、一方的判断を押しつけることのないよう留意するものとする。
- 3 事実認定及び事務処理の判定について、法的根拠等を明確にし、特に上司の指示を要する事項については、その指示を持って行うものとする。

(講評)

- 第8条 検査職員は、検査終了後、有料老人ホームの設置者等及び関係職員の出席を求め、その結果について、是正又は改善を要する事項を指摘するのみならず、改善方法を示す等、より効果的な指導及び助言を行うため、講評を行うものとする。

(検査結果の復命)

- 第9条 検査職員は、帰庁後速やかに結果を整理し、所属長に対して有料老人ホーム等立入検査結果復命書（様式第3号）にて復命を行うものとする。

(検査結果の検討及び通知)

- 第10条 検査結果については、綿密に検討してその問題点を明らかにし、是正又は改善を要する事項については、検査終了後1ヶ月以内に有料老人ホーム等検査結果通知書（様式第4号）をもって通知する。
- 2 検査結果は、必要に応じ関係機関にも送付するものとする。

(是正改善状況報告)

- 第11条 是正又は改善を要する事項の是正改善措置状況については、検査結果

通知文書発送日から1ヶ月以内に有料老人ホーム等立入検査是正改善状況の報告について（様式第5号）により報告を求めるものとする。

- 2 重要な事項については、必要に応じてその改善状況等を実地により確認するものとする。
- 3 短期間に解決を図ることが困難な事項については、改善計画を立てさせ、継続的に指導し、定期的に改善状況を確認する。

（改善命令）

第12条 法第29条第6項から第11項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし又は、その運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認められるとき、その他入居者の保護のために必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

（改善命令の公示）

第13条 前条に基づく改善命令を行ったときは、その旨を公示しなければならない。

（管理台帳）

第14条 那覇市は、効果的な検査を行うために、有料老人ホーム立入検査管理台帳を作成し、検査の終了後必要事項を記入し、整備するものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月16日から施行する。